

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第99回 最判令和3年5月17日

(建設アスベスト訴訟事件(神奈川訴訟,平成30年(受)第1447号等)／判タ1487号106頁)

労働大臣が建設現場における石綿関連疾患の発生防止のために労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことが労働者に該当しない者も含む屋内の建設作業従事者との関係において国家賠償法1条1項の適用上違法であるとされた事例

労働法制特別委員会委員 二宮 靖 (63期)

第1 事案の概要

原告らは、建設作業に従事し、アスベスト粉じんにはばく露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する者又はその承継人である。

本件は、原告らが、①被告国に対し、建設作業従事者が石綿含有建材から生ずる石綿粉じんにはばく露することを防止するために被告国が労働安全衛生法（以下「安衛法」という）に基づく規制権限を行使しなかったことが違法である等と主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求め、②被告建材メーカーらに対し、被告建材メーカーらが石綿含有建材から生ずる粉じんにはばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示することなく石綿含有建材を製造販売したことにより本件被災者らが上記疾患に罹患したと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

本稿では、いわゆる一人親方との関係における国賠法1条1項の違法性に関する判断を中心に記載し、民法719条1項後段の要件論についても言及する。

第2 本判決の判断

1 被告国に対する国家賠償請求について（いわゆる一人親方との関係における国賠法上の違法性に関する判断）

「安衛法57条は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるものの譲渡等をする者が、その容器又は包装に、名称、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意等を表示しなければならない旨を定めている。同条は、健康障害を生ずるおそれのある物についてこれらを表示することを義務付

けることによって、その物を取り扱う者に健康障害が生ずることを防止しようとする趣旨のものと解されるのであって、上記の物を取り扱う者に健康障害を生ずるおそれがあることは、当該者が安衛法2条2号において定義された労働者に該当するか否かによって変わるものではない。また、安衛法57条は、これを取り扱う者に健康障害を生ずるおそれがあるという物の危険性に着目した規制であり、その物を取り扱うことにより危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、所定事項の表示を義務付けることにより、その物を取り扱う者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当である。なお、安衛法は、その1条において、職場における労働者の安全と健康を確保すること等を目的として規定しており、安衛法の主たる目的が労働者の保護にあることは明らかであるが、同条は、快適な職場環境（平成4年法律第55号による改正前は「作業環境」）の形成を促進することをも目的に掲げているのであるから、労働者に該当しない者が、労働者と同じ場所で働き、健康障害を生ずるおそれのある物を取り扱う場合に、安衛法57条が労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い。

また、本件揭示義務規定は、事業者が、石綿等を含む特別管理物質を取り扱う作業場において、特別管理物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具に係る事項を揭示しなければならない旨を定めている。この規定は、特別管理物質を取り扱う作業場が人体にとって危険なものであることに鑑み、上記の揭示を義務付けるものと解されるのであって、特別管理物質を取り扱う作業場において、人体に対する危険があることは、そこで作業する者が労働者に該当するか否

かによって変わるものではない。また、本件揭示義務規定は、特別管理物質を取り扱う作業場という場所の危険性に着目した規制であり、その場所において危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、特別管理物質を取り扱う作業場における揭示を義務付けることにより、その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものとして解するのが相当である。」

昭和50年10月1日以降、労働大臣が省令制定等による呼吸用保護具使用の義務付け等の規制権限を行使しなかったことは、「屋内建設現場における建設作業に従事して石綿粉じんにはく露した者のうち、安衛法2条2号において定義された労働者に該当しない者との関係においても、安衛法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法である」。

2 被告建材メーカーらに対する不法行為に基づく損害賠償請求について（民法719条1項後段の要件論）

民法719条1項「後段は、複数の者がいずれも被害者の損害をそのみで惹起し得る行為を行い、そのうちのいずれの者の行為によって損害が生じたのかが不明である場合に、被害者の保護を図るため、公益的観点から、因果関係の立証責任を転換して、上記の行為を行った者らが自らの行為と損害との間に因果関係が存在しないことを立証しない限り、上記の者らに連帯して損害の全部について賠償責任を負わせる趣旨の規定であると解される。そして、同項後段は、その文言からすると、被害者によって特定された複数の行為者の中に真に被害者に損害を加えた者が含まれている場合に適用されると解するの

が自然である。仮に、上記の複数の行為者のほかに被害者の損害をそのみで惹起し得る行為をした者が存在する場合にまで、同項後段を適用して上記の複数の行為者のみに損害賠償責任を負わせることとすれば、実際には被害者に損害を加えていない者らにのみ損害賠償責任を負わせることとなりかねず、相当ではないというべきである。

以上によれば、被害者によって特定された複数の行為者のほかに被害者の損害をそのみで惹起し得る行為をした者が存在しないことは、民法719条1項後段の適用の要件であると解するのが相当である。」

第3 検討事項

安衛法に基づく規制権限不行使に関する国賠法1条1項の違法性について、最高裁が、一人親方との関係においても認めた点に本判決の意義がある。本判決では「安衛法2条2号において定義された労働者に該当しない者との関係」と判示していることから、同号の「労働者」の範囲を広げたものではない。原審（東京高判平成29年10月27日判タ1444号137頁）では、労働者と認められない者との関係においては国賠法1条1項の違法性を否定したが、最高裁では、「安衛法の趣旨、目的や、その権限の性質等」を解釈して保護の対象に含めた。

本判決は、民法719条1項後段の要件論に関して最高裁が判断した点においても意義がある。本事案では、同項後段の直接適用を否定し類推適用とした上で、各損害の3分の1について連帯責任を認める旨の判断をした。いかなる事案に類推適用がされるかについては、今後の議論及び裁判例等の集積を注視したい。